

広島県告示第五百三十七号

広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

令和四年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と坂町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約

第一条 広島県（以下「甲」という。）は、広島港における別表に掲げる港湾施設（以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を坂町（以下「乙」という。）に委託する。

- 一 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）に関する事務
- 二 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。）

三 委託施設の維持修繕（甲の指定する維持修繕を除く。）及び甲の指定する港湾施設の新設又は改良に関する事務

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

第三条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

- 一 第一条第一号に掲げる事務のうち委託施設の一年以上の使用許可をしようとするとき。
- 二 第一条第二号の許可（電柱、標柱、看板、地下埋設物その他これらに類するものの敷地の用に供する場合の許可を除く。）をしようとするとき。

三 第一条第三号に掲げる事務（一件百万円未満の維持修繕を除く。）を行おうとするとき。

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費並びに甲が乙の区域内における公営企業債による港湾施設の新設又は改良（港湾施設用地の造成を除く。）の経費に充てた起債の償還に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第六条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

第七条 乙は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

第八条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表した場合は、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第九条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を乙に通知するものとする。

第十条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和四年七月七日から施行する。
- 2 事務の委託を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

別表（第一条関係）

名	称	所	在	地
ベイサイドビーチ坂	親水公園	坂町字水落山、坂町字水尻、坂町字魚見		
ベイサイドビーチ坂	駐車場	坂町字水落山、坂町字水尻、坂町字魚見		